

令和3年度まんのう町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24 年法律第50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、まんのう町の全組織を対象とする。

3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者優先調達法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から物品等の調達を推進するために、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

- (2) 障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な

情報提供を行う。

- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の2 第1 項第3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。
- (4) 障害者就労施設等の受注機会増大のために、共同受注窓口（※）である「特定非営利活動法人 香川県社会就労センター協議会」を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱う。

※ 複数の障害者就労施設等による共同受注及び発注情報の収集や提供等を行うために設置したワンストップ窓口。

6 調達の目標

令和3年度の調達目標額は、令和元年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

7 調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に実績をとりまとめて公表するものとする。

8 その他

この調達方針に関する担当窓口は、福祉保険課とする。